

令和2年度 千葉支部行動計画

(1) 基盤的保険者機能について

【運営方針】

現金給付やレセプトの審査業務などの基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。

【重点事項】

担当グループ	項目	参考資料3「令和2年度全国健康保険協会千葉支部事業計画」における掲載箇所
業務グループ	サービス水準の向上	(1)－1 ・ P2
	業務の標準化・簡素化・効率化の徹底	(1)－2 ・ P2
	現金給付の適正化の推進	(1)－3 ・ P2
	柔道整復施術療養費の照会業務の強化	(1)－5 ・ P3
	あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	(1)－6 ・ P3
	限度額適用認定証の利用促進	(1)－9 ・ P4
	被扶養者資格の再確認の徹底	(1)－10 ・ P5
レセプトグループ	効果的なレセプト点検の推進	(1)－4 ・ P2
	無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化	(1)－7 ・ P3
	積極的な債権回収業務の推進	(1)－8 ・ P4
企画総務グループ	協会けんぽオンライン資格確認業務	(1)－11 ・ P5

事業計画

- お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応しサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。

KPI（重要業績評価指標）

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ※直近の実績：100%（R1年9月時点）、平成30年度実績：100%
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする。 ※直近の実績：88.9%（R1年6月時点）、平成30年度実績：89.1%

行動計画

- サービススタンダード（SS）の達成を維持するため、管理者による日々の進捗管理を徹底する。
- 申請書の郵送による提出を促すため、納入告知書同封チラシ等により毎月の広報を行う。また、お客様からの問い合わせ時には郵送による提出を勧める。
- 年金事務所協会けんぽ窓口（市川・船橋）を9月末に閉鎖する予定であるため、事業所や加入者に対し、窓口及びホームページ、納入告知書同封チラシ等の広報媒体を活用し周知を行う。
- CS満足度調査結果を活用し、前年度の取組の効果検証を行う。現状の課題把握に努め、業務サービス向上委員会によりサービス向上計画を作成し、改善に向けた取組を徹底する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SS達成に向けた進捗管理（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
郵送化促進広報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
年金事務所協会窓口の閉鎖への取組	●	●	●	●	●	●	●					
サービス向上計画を作成し、改善に向けた取組の徹底		● 調査結果到着	● 委員会開催	● 向上計画作成								
									実行			

事業計画

- 各種業務マニュアルや手順書等を遵守し、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 職員は、業務マニュアル・各種手順書に沿った統ルールによる事務処理を徹底する。
- 定期的なジョブローテーションやOJTを通じて、一人ひとりが担当できる業務を増やしスキルも向上させることにより多能化を進め、生産性の向上を図る。
- 管理者は、個人ごとの事務処理能力を把握し、日々の業務量に合わせて柔軟に人員や業務の配分を行い安定した業務を運営する。
- 業務進捗会議等の支部内定例会議を活用し、業務処理体制を確立する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手順書等を遵守した日々の事務処理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ジョブローテーションやOJTを通じ、多能化を進め、生産性の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
個々の事務処理能力や業務量に合わせた日々の業務運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
支部内定例会議の開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

➤ 現金給付の適正化の推進

事業計画

- 現金給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。また、傷病手当金と障害年金等の併給調整について確実に実施する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 傷病手当金・出産手当金の不正請求防止のため資格取得直後や長期の申請で受診日数が少ないケース等の申請について重点的に審査する。また、遡及した資格取得処理後の給付申請や資格喪失後再就職中の継続給付等についても本部が抽出したデータを活用し重点的な審査を行う。
- 疑義が生じた案件については保険給付適正化会議（PT会議）で議論の上、事業主への立入検査を行う。
- 傷病手当金と障害年金や休業補償給付との併給調整を審査手順に基づき確実に進行。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
傷病手当金等の日々の審査強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
PT会議の開催（定期2回+随時）				●						●		
傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

KPI（重要業績評価指標）

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。
※直近の実績（R1年9月時点）1.2%；、平成30年度実績：1.13%

行動計画

- 多部位かつ頻回施術にかかる申請について加入者に対する文書照会を実施する。また本部が抽出したデータを活用したいわゆる「部位ころがし」が疑われる支給記録に対する文書照会を強化する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文書照会（毎月）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
本部データを活用した文書照会（年2回）			→						→			

事業計画

- 受領委任制度導入により文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 受領委任制度導入により文書化された医師の同意書の確認を確実に実施する。具体的には、申請書とレセプトの突合により診療を伴った同意になっているか、はり・きゅうは医科との併用がないか等、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の事務処理手順書に基づいた審査を徹底する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手順書に基づいた審査の徹底	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 加入者の医療機関の窓口での負担軽減を図る限度額適用認定証の利用を促進する。具体的には、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関に積極的な働きかけを行い、窓口申請書を配置していただける医療機関数を拡大し利用促進を図る。

KPI (重要業績評価指標)

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を89.3%以上とする。
※直近の実績：86.9% (R1年6月時点)、平成30年度実績：86.8%

行動計画

- 医療機関に対して訪問や文書勧奨により限度額適用認定証の促進協力を引き続き依頼することで、申請書を配置していただける医療機関数の拡大を図る。
- 事業主や健康保険委員に対して研修会やチラシ、メルマガ等を利用した制度周知の広報を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協力医療機関へ文書勧奨												
				利用状況の把握						● 勧奨		
限度額適用認定証の制度周知広報		●	● 算定説明会	● 研修会				●				● 研修会

被扶養者資格の再確認の徹底

事業計画

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

KPI（重要業績評価指標）

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。

※直近の実績：-%、平成30年度実績：85.4%

行動計画

- 未送達事業所については、年金事務所からの住所情報を活用し確実に送達を行う。
- 提出率向上のため、未提出事業所には文書勧奨と併せ、電話勧奨をグループ全員で実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未送達事業所の調査			●	●								
未提出事業所への提出勧奨							●	●				

事業計画

- 医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。特に内容点検については、システム点検の活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

≪具体的な取組≫

- ① 自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ② 点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③ 支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。

KPI (重要業績評価指標)

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

※直近の実績：0.459% (R2年1月時点)、平成30年度実績：0.452%

行動計画

- 資格・外傷点検は点検事務手順書に沿った事務処理を確実に実施し、進捗管理を徹底する。
- レセプト内容点検効果向上計画の具体的な取組を確実に実施する。また、進捗会議を毎月開催し、進捗状況から方針や手法の変更等が必要な項目は見直しを行うなど、PDCAサイクルを活用してレセプト点検の効果向上を図っていく。

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資格・外傷手順書に沿った日々の点検事務		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
レセプト内容点検効果向上計画	・勉強会（自動点検マスタ検討会含む）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・外部講師等を活用した点検研修の実施			●		●							
	・支払基金との協議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

➤ 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化 【レセプトグループ】

事業計画

- ① 日本年金機構で実施する催告の際に支部あての返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、2週間以内に支部から一次催告、一次催告から2週間後に二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ② 納入告知書に同封する広報チラシや算定基礎届事務説明会等において、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ③ 返納金債権が多数発生する事業所及び関係団体へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収依頼を行う。
- ④ 資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職・扶養解除後は保険証を使用できないことについて加入者へ周知する。

KPI（重要業績評価指標）

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。

※直近の実績：92.22%（R2年1月時点）；、平成30年度実績：89.47%

行動計画

- 保険証早期回収のため日本年金機構が行う催告に返信用封筒を同封する。また、日本年金機構から回送される被保険者証回収不能届により電話番号が把握できる対象者への電話催告を実施する。
- 事業所及び加入者に対して、文書や広報ツール、研修会等を活用し、喪失届への保険証添付の徹底と退職後は保険証が使用できないことの周知を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本年金機構が実施する催告への返信用封筒の同封と電話催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内の一次催告の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チラシやHP等による広報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健保委員研修会、算定基礎届事務講習会等を活用した周知			●	●								●
喪失後受診が多く発生している事業所への文書等による周知	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

積極的な債権回収業務の推進

事業計画

- ①文書催告や電話催告を確実に実施し、早期回収を図る。
- ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を債務者に周知し、保険者間調整のスキームを積極的に活用して回収に努める。
- ③法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。
- ④弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を継続実施する。
- ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- ①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
※直近の実績：43.45%（R2年1月時点）、平成30年度実績：46.80%
- ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。
※直近の実績：0.113%（R2年1月時点）、平成30年度実績：0.117%

行動計画

- 現年度発生債権の回収に特化し、文書催告を短期間・複数回実施することで早期回収を図る。
- 保険者間調整を積極的に実施する。利用促進のチラシを調定時から全件封入する。また電話による利用勧奨を行う。
- 文書催告後、なおも未納の者に対しては弁護士名催告を実施し、回収を図る。
- 弁護士名催告後も未納の者に対しては、法的手続を積極的に実施し、なおも弁済しない者については強制執行を行う。
- 損害賠償金債権については、早期に調査決定し、債権保全を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現年度発生債権にかかる文書催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保険者間調整利用促進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
契約弁護士名による納付催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法的手続及び強制執行の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
損害賠償金債権の早期調定・保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 協会けんぽ独自で実施しているオンライン資格確認システムの利用率向上を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする。
※直近の実績27.5%（R1年12月時点）、平成30年度実績：22.1%

行動計画

- 3か月連続利用のない医療機関には、随時電話・文書・訪問による利用勧奨を行う。
- 国が導入を予定している「マイナンバーを利用したオンライン資格確認」の動向に注目し、適宜情報提供を行う。
（提供した情報を踏まえて、協会けんぽのオンライン資格確認の今後の利用を検討してもらう。）

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電話による勧奨	← 随時実施 →											
文書による勧奨	← 随時実施 →											
訪問による勧奨	← 随時実施 →											

(2) 戦略的保険者機能について

【運営方針】

事業主と連携し、加入者の健康の維持・増進を図るほか、地域医療構想の実現に向けて、客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、保険者機能アクションプランや保険事業実施計画（データヘルス計画）、医療費分析等の取組を着実に実施する。

【重点事項】

担当グループ	項目	資料1-2「令和2年度全国健康保険協会千葉支部事業計画」における掲載箇所
企画総務グループ 保健グループ	データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	(2)-2 ・ P6
保健グループ	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	(2)-2-i ・ P6-8
	ii) 特定保健指導の実施率の向上	(2)-2-ii ・ P8-9
	iii) 重症化予防対策の推進	(2)-2-iii ・ P9
企画総務グループ	iv) コラボヘルスの推進	(2)-2-iv ・ P9-10
	事業所単位での健康・医療データの提供や加入者の健康増進に向けた取組	(2)-1 ・ P6
	広報活動を通じた加入者等の理解促進	(2)-3 ・ P10-11
	健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	(2)-3 ・ P10-11
	ジェネリック医薬品の使用促進	(2)-4 ・ P11
	医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ	(2)-5 ・ P11-12

事業計画

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7歳から60歳以上に改善する。

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：399,282人）

- ・生活習慣病予防健診実施率58.0%（実施見込者数：231,592人）、事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数：25,953人）

○被扶養者（受診対象者数：104,755人）

- ・特定健康診査実施率26.0%（実施見込者数：27,236人）

【健診受診率合計】 健診実施対象者数：504,037人 実施率：56.5%（実施見込者数：284,781人）

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（受診対象者数：51,767人）

- ・特定保健指導実施率21.1%（実施見込者数：10,923人）

（内訳）協会保健師実施分 9.0%（実施見込者数：4,659人）、アウトソーシング分 12.1%（実施見込者数：6,264人）

○被扶養者（受診対象者数：2,315人）

- ・特定保健指導実施率9.4%（実施見込者数：218人）

【特定保健指導実施率合計】 特定保健指導対象者数：54,082人 実施率：20.6%（実施見込者数：11,141人）

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,243人

iv) コラボヘルスの推進

○健康経営の普及促進

○健康な職場づくりに向けた取組

事業計画

● 健診の受診勧奨

<被保険者>

- ① 令和3年度に生活習慣病予防健診（40歳）及び特定健診（40歳）の対象となる加入者に対してDMによる受診勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ② 年度途中で加入した新規適用事業所に対するDM送付、電話勧奨及び未受診事業所に対する電話勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ③ 検診車を保有する健診機関へ働きかけを強化し、健診機関の少ない地域における健診会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ④ 年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DMによる受診勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ⑤ 事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施。
- ⑥ 関係団体への生活習慣病予防健診受診勧奨業務及び事業者健診データ取得勧奨業務委託の実施。
- ⑦ ラジオCMを活用しての健診受診勧奨の実施。

<被扶養者>

- ① 受診券を被保険者の住所へ直接送付。
- ② 集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DMによる受診勧奨を実施。
- ③ オプショナル健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施。
- ④ 集団健診が可能な健診機関への働きかけを強化し、集団健診会場の少ない地域における会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ⑤ 市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施。
- ⑥ GISを活用した受診勧奨を実施。
- ⑦ 事業主と支部長の連名文書による受診勧奨を外部委託により送付件数を増加するなど拡大して実施。
- ⑧ ラジオCMを活用しての健診受診勧奨の実施

特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上②【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

KPI（重要業績評価指標）

- ①生活習慣病予防健診実施率を58.0%以上とする。 ※直近の実績：31.2%（R1年11月時点）、平成30年度実績：52.1%
- ②事業者健診データ取得率を6.5%以上とする。 ※直近の実績：2.6%（R1年11月時点）、平成30年度実績：3.7%

行動計画

- 令和2年度から健診申込書が廃止となるため、協会けんぽ及び健診機関それぞれ事業所へ周知するなど円滑な移行に取り組む。
- 健診のメリットを訴求し受診数の増加を図るため、わかりやすく見直した健診案内を送付する。
- 健診対象者に対して健診機関の数が十分でないため、既存の健診機関に実施数の増加を働きかけるとともに、新規健診機関の公募及び契約候補となる健診機関の調査を進め、受診機会の確保並びに受診者数の増加を図る。
- 商工会等の関係団体とともに、事業所へ生活習慣病予防健診の実施や事業者健診データの提供を働きかける。

実施項目〈被保険者の健診〉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度健診の各種広報や健康保険委員研修会を活用した周知を実施。健診機関から前年度の利用者へ個別案内を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
年次健診案内、随時健診案内及び令和3年度40歳となる対象者への健診案内並びに事業者健診データ取得勧奨については、外部委託も活用して実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健診機関へ実施状況を確認し、実施率向上のための好事例を紹介。検診車を保有する健診機関へ巡回健診の実施数の増加を働きかけ。			●	●	●	●	●	●	●			
新規健診機関の公募。契約候補となる健診機関の調査。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
商工会等の関係団体との協力体制を構築。					●	●	●	●	●			

特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上③【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

KPI（重要業績評価指標）

③被扶養者の特定健診受診率を26.0%以上とする。 ※直近の実績：14.3%（R1年11月時点）、平成30年度実績：21.1%

行動計画

- 令和2年度から健診補助が増額となるため、加入者へ積極的に周知する。
- 健診のメリットを訴求し受診数の増加を図るため、わかりやすく見直した健診案内を実施する。
- オプション健診や個人負担の検査項目の追加がある集団健診を実施する。
- 市町村のがん検診と同じ会場での健診、自宅近くの健診機関など、受診行動のきっかけとなる情報を加入者へ積極的に周知する。
- メディアを活用して健診のメリットを理解してもらい、受診に繋げるための広報を実施する。

実施項目〈被扶養者の健診〉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度健診の各種広報や健康保険委員等への研修会を活用した周知を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
年次・随時の健診案内、令和3年度40歳となる対象者への健診案内、集団健診案内については外部委託も活用して実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オプション健診や個人負担の検査項目の追加等を提案できる健診機関を募集し、協会けんぽ主催の集団健診を実施。					●	●	●	●	●	●	●	●
集団健診会場や市町村のがん検診会場を案内。また、GIS（地理情報）を活用して自宅近くの健診機関を表示した案内を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
事業主と支部長の連名文書による受診勧奨の実施。			●	●	●	●	●	●				
ラジオCMを活用した受診勧奨の実施										●	●	

事業計画

● 保健指導の受診勧奨対策

<被保険者>

- ① 特定保健指導の実施機関の拡充及び民間事業者への外部委託の強化。
- ② 当日保健指導の実施機関の拡充。
- ③ ノウハウ集を活用した保健指導実施機関での対象者全員に対する保健指導実施に向けた協働事業を推進するため、幹部職員による保健指導実施機関への訪問を実施。

<被扶養者>

- ① 利用券を被扶養者の住所へ直接送付。
- ② 集団方式での健診と特定保健指導をセットで外部委託する保健指導の実施。
- ③ 外部委託特定保健指導実施機関の拡充。

ii) 特定保健指導の実施率の向上②

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

KPI (重要業績評価指標)

特定保健指導の実施率を20.6%以上とする。 ※直近の実績：15.8% (R1年12月時点)、平成30年度実績：16.5%

行動計画

- 特定保健指導実施機会の確保並びに実施者数の増加を図るため、既存の指導機関に実施者数の増加を働きかけるとともに、保健指導専門機関との契約締結、新規指導機関の公募及び契約候補となる健診機関の調査並びに保健指導者の補充を進める。
- 健診日当日に特定保健指導が実施できる環境を整備する。

実施項目<被保険者の特定保健指導>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指導機関の実施状況を確認し、実施率向上のためのアドバイスや実施数の増加を働きかけ。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保健指導専門機関との契約締結。新規指導機関の公募。契約候補となる健診機関の調査。保健指導者の募集強化。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
指導機関へのヒアリングを通して、課題・実施困難理由等を共有し、健診日当日の特定保健指導実績向上に向けた調整。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健診日当日の特定保健指導が可能な実施機関の経営層へ、ノウハウ集を活用して指導対象者全員に対する特定保健指導を実施してもらうための働きかけ。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施項目<被扶養者の特定保健指導>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用券を被扶養者の住所へ直接送付。				●	●	●	●	●	●			
被扶養者の集団健診会場で、健診日当日の特定保健指導を実施。							●	●	●	●	●	●

事業計画

●未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,243人

- ①重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に外部委託による二次勧奨を実施。
- ②医師会と連携を図り慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を実施。
- ③被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域である者に対して文書勧奨を実施。
- ④被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識のお知らせ送付を実施。

●糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ①千葉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。
- ②健診実施機関及び腎臓専門医療機関と連携し、初期糖尿病患者に対する取り組みを継続的に実施。

KPI (重要業績評価指標)

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

※直近の実績：10.33% (R1年11月時点)、平成30年度実績：8.7%

行動計画

- 被扶養者の健診結果より、高血糖・高血圧で要治療者であるが医療機関を受診していない方へ、受診勧奨を実施する。
- 健診結果より、要治療者の予備群層へ健康意識を高めてもらう意識を啓発する。
- 生活習慣病予防健診の結果、高血糖・高血圧で要治療者であるが医療機関を受診していない方へ、本部で実施する一次勧奨後、より重症域である方を対象として、受診行動のきっかけとなるように支部独自の工夫を施した二次勧奨を実施する。
- 慢性腎臓病（CKD）の疑いがある方へ、近隣の腎臓専門機関等をお知らせする文書勧奨を実施する（医師会との連携事業）。

実施項目<未治療者に対する受診勧奨>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被扶養者の健診結果を基に、高血糖・高血圧の重症域である方へ文書勧奨を実施。				●	●	●	●	●	●	●	●	
被保険者及び被扶養者の健診結果を基に、要治療者の予備群層に該当する方へ、生活改善のための啓発文書を送付。				●	●	●	●	●	●	●	●	
受診行動のきっかけとなる工夫を施した二次勧奨を外部委託も活用して実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
慢性腎臓病（CKD）の疑いがある方へ近隣の腎臓専門機関等をお知らせする文書勧奨の実施、及び連携できる医師会の拡大に向け働きかけの推進。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施項目<糖尿病性腎症に係る重症化予防事業>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千葉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
腎臓専門医等と連携し、糖尿病性腎症患者に対する取り組みを継続的に実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 健康経営の普及促進
 - ・事業主に対して従業員の健康度を見える化した「健康度 見える化BOOK」を継続的に作成・配布し、事業所が自社の健康課題を把握できる環境づくりを行う。
 - ・健康経営の普及促進に向けて、関係団体と連携した取組を実施する。
- 健康な職場づくりに向けた取組
 - ・支部職員が事業所訪問を行うことにより、健康経営の第1歩となる、健康な職場づくり宣言事業所数の拡大に加え、事業所の健康意識の醸成を図り、健康づくりの取組を推進する。
 - ・健康な職場づくり宣言事業所に対する協会けんぽからのフォローアップの強化を図るため、既存の取組を着実に実施するとともに、歯科健診の実施のほか、関係団体と連携した認証制度等創設の提案等、新たな取組の検討を進めていく。また、健康な職場づくり宣言事業所の健康づくり等に関する評価制度の導入を図る。

KPI (重要業績評価指標)

- 設定なし

行動計画

- 「健康度 見える化BOOK」の送付等、事業所が自社の健康課題を把握する環境づくりを行う。
- 健康な職場づくり宣言事業所数の拡大を図る。
- 健康な職場づくり宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
健康な職場づくり宣言事業所に対する「健康度 見える化BOOK」の一斉発送及び更新作業								← データ更新作業 →			一斉発送		
商工会議所等の関係団体と連携した広報の実施及び健康づくりセミナーの開催					広報開始		開催予定						
健康な職場づくり宣言事業所数の拡大に向けた事業所訪問の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
健康な職場づくり宣言事業所向け広報紙「健康times」の発行		●			●			●			●		
健康な職場づくり宣言事業所に対するフォローアップの継続実施（出張セミナー、禁煙セミナー等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
歯科健診の実施		広報開始	受付開始	→ 実施期間 →									
事業所の健康課題に応じたオーダーメイド型取組の実施	← 随時実施 →												
健康な職場づくり宣言事業所の評価制度の導入<<新規>>	← 評価制度の検討 →							制度周知	← 評価 →				
千葉県等の関係団体と連携した認証制度創設等、新たな取組の提案	← 随時実施 →												

事業計画

- 事業主に対して従業員の健康度が見える化した「健康度 見える化BOOK」を継続的に作成・配布し、事業所が自社の健康課題を把握できる環境づくりを行う。【再掲】
- 関係団体と共同で加入者の健康増進に向けた取組や各種広報を行う。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 「健康度 見える化BOOK」の送付等、事業所が自社の健康課題を把握する環境づくりを行う。
- 千葉県等の関係団体と連携し加入者の健康増進に向けた取組を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康な職場づくり宣言事業所に対する「健康度 見える化BOOK」の一斉発送及び更新作業【再掲】								← データ更新作業 →			一斉発送	
商工会議所等の関係団体と連携した広報の実施及び健康づくりセミナーの開催【再掲】					広報開始		開催予定					
千葉県等の関係団体と連携した健康づくりイベントの開催や参画（健康ちば推進県民大会、がん予防展等）		●				●	●	●		●		

① 広報活動を通じた加入者等の理解促進

事業計画

- 医療保険制度の持続性を確保するために財政状況や健康維持の必要性について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報発信を引き続き実施する。また、医療資源が公共性を有するものであり有限であること、医療機関への上手なかかり方等を周知広報することで、加入者の皆様の適切な受療行動の促進を図る。
- 広報の実施にあたっては、広報活動における加入者理解度調査の結果を踏まえ、対象を明確にし、ナッジ理論等を活用した広報誌を作成することで、協会の事業運営に関する関心を高め、加入者や事業主の理解促進を図る。また、関係団体と連携した効果的な広報の実施に努める。

KPI（重要業績評価指標）

広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ※令和元年度実績：41.1%、平成30年度実績：36.2%

行動計画

- 協会の事業運営に対する加入者や事業主の理解率を高めるため、ホームページの充実や広報誌の発行に加え、ラジオ広告や地元紙・地域紙等を活用した広報を実施する。
- 千葉県や他保険者等の関係団体と連携した効果的な広報の実施に努める。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支部内に設置している広報委員会(年2回開催)において、広報計画や内容の検討を行う。				●							●	
納入告知書同封チラシ等の広報紙やホームページ、メールマガジン等で分かりやすくタイムリーな情報発信を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事務手続き冊子(改訂)、時機に応じた取組を広報するための卓上カレンダー、医療費適正化ポスターを作成、配布する。			●			●	●	●				
			事務手続き冊子			喪失後受診・証回収ポスター	卓上カレンダー	医療費適正化ポスター				
積極的なプレスリリースの実施やミニラジオ局など各メディアへの働きかけを行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 加入者にとって身近な存在となる健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

KPI (重要業績評価指標)

- 全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を31.0%以上とする。
※直近の実績：24.48% (R1年9月時点)、平成30年度実績：22.2%

行動計画

- 健康保険委員の委嘱拡大を進めるため新規適用事業所や既存事業所に対し、委嘱勧奨を行う。特に被保険者100人以上の事業所に対し、積極的な訪問勧奨を行う。
- 健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図るため、定期的な広報紙の発行、研修会の開催を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規適用事業所向け勧奨		●			●			●			●	
既存事業所向け勧奨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健康保険委員向け広報紙の発行	●			●			●			●		
研修会、表彰式の開催				●				●				●
訪問による勧奨	← 随時実施 →											

事業計画

- 各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化したジェネリックカルテ等の分析を行う。
- 上記分析結果を踏まえ、医療提供側への働きかけとして、個別の医療機関・調剤薬局を積極的に訪問するとともに、見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。
- 加入者に対する働きかけを効果的に行うため千葉県内の保険者等と連携し、ジェネリック医薬品に関する理解を深めるための公共交通機関やマスメディアを活用した広く訴求力のある広報の実施や軽減額通知の同時期発送といったオール千葉体制の取組を進めていく。

KPI（重要業績評価指標）

- 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80.5%以上とする。
※直近の実績：77.3%（R1年9月時点）、平成30年度実績：76.5%

行動計画

- 令和2年9月時点での使用割合80%以上達成を目標に、各種取組を積極的に実施する。
- ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、8月と2月をジェネリック医薬品推進月間としてオール千葉体制で重点的に活動を行う。
- 千葉県や他保険者等の関係団体と連携し、病院や薬局を対象とした働きかけの実施のほか、加入者に対する積極的な広報を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電車中吊り、新聞、ラジオ広告をはじめとした各種広報の実施<<一部新規>>		●	●	●	●	●					●	
医療機関別・薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知の送付					●							
病院・薬局への訪問勧奨	●	●	●	●	●	●						
ジェネリック医薬品軽減額通知の発送（本部実施）					●						●	
後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信					現時点で開催日未定							

医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ

【企画総務グループ】

事業計画

- 医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る。
- 協会の各種事業に資するため、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。また、加入者や事業主の皆様に向けた情報提供についても併せて実施する。

KPI（重要業績評価指標）

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持する。
※直近の実績：100%（R1年9月時点）、平成30年度実績：100%
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

行動計画

- 千葉支部における医療費の状況について分析を進める。
- 県等が主催する各種会議に参画し、被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千葉支部における医療費分析の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域医療構想調整会議等、県などが主催する会議において被用者保険の保険者の立場からの意見発信		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
加入者・事業主への情報提供						●						

(3) 組織・運営体制について

【運営方針】

保険者機能の基盤となる支部の組織体制について、標準人員に基づき、生産性の向上を見据えた、弾力的な人員配置の実施を適正に行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、人材育成を図る。

【重点事項】

担当グループ	項目	資料1-2「令和2年度全国健康保険協会千葉支部事業計画」における掲載箇所
企画総務グループ	OJTを中心とした人材育成	(3)-1 ・ P13
	費用対効果を踏まえたコスト削減等	(3)-2 ・ P13
	コンプライアンス及びリスク管理の徹底	(3)-3 ・ P13

事業計画

- OJTを中心としつつ、効果的に職員研修等と組み合わせることで組織基盤の底上げを図り、主体的かつ自主的に業務遂行する自己管理意識の高い人材の育成に努める。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 新入職員支部内研修の実施。
- 支部必須研修の実施。（ハラスメント防止・情報セキュリティ・個人情報保護・コンプライアンス・メンタルヘルス・ビジネススキル）
- 支部独自研修の実施。
- 事業所訪問等を通じたOJTの実施。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入職員支部内研修の実施	●	●	●	●	●	●						
支部必須研修の実施							●	●	●	●	●	●
支部独自研修の実施	●	●	●	●	●	●						
事業所訪問等を通じたOJTの実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

KPI（重要業績評価指標）

- 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。
前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。
※直近の実績：70.0%（R1年9月時点）、平成30年度実績：11.1%

行動計画

- 十分な公告期間や履行期間の設定を行い、参加が予想される業者に対しての声掛け、アンケート調査結果を踏まえた仕様書の見直し等を実施し、一者応札の防止に尽力する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公告期間及び履行期間の設定、業者への周知、アンケート調査結果を踏まえた見直し等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、朝礼や職員研修等を通じてその徹底を図る。また、個人情報保護や情報セキュリティについて、各種規程等を遵守するとともに各種ファイルが適切に管理されているか毎月点検するなど、リスク管理体制の徹底を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- コンプライアンスについて、朝礼等を活用し職員に対して意識啓発を図る。
- 自主点検を効果的に実施することで、監査指摘事項などの改善状況等の確認を行う。
- 各職員によるファイル保存状況の日次点検とグループ長等による月次及び抜き打ち点検の実施。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
朝礼等を活用したコンプライアンスへの意識啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自主点検の実施		●			●			●			●	
ファイル保存状況の各種点検の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●